

諮問日：平成28年2月22日（平成27年度（最情）諮問第25号）

答申日：平成28年6月28日（平成28年度（最情）答申第15号）

件名：実務修習希望地調査表の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「50期から68期までの、実務修習希望地調査表」（以下「本件各開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件各開示申出文書は存在しないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）については、50期から55期までの実務修習希望地調査表を不開示としたことは妥当であるが、56期から68期までの実務修習希望地調査表については、これらを対象として、改めて開示等の判断をすべきである。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件各開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成28年1月20日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件各開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

既に開示された69期司法修習予定者の実務修習希望地調査表はA4で1枚だけの文書であり、保管のスペースを要するものではないし、希望状況の経年推移を知るためには過年度分も保管しておくことが必要不可欠であることからすれば、68期以前の分も廃棄されていないといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

本件開示申出に対し、原判断においては、本件各開示申出文書がいずれも不存在であるとして不開示としたが、本件各開示申出文書のうち、56期から68期までの実務修習希望地調査表については、存在すると認められたため、これらについては、改めて開示することとしたい。その余の50期から55期までの実務修習希望地調査表については、これらを存在しないとして不開示とした原判断は、相当である。

2 理由

(1) 実務修習希望地調査表は、司法修習生採用選考申込者について、各実務修習地ごとに、当該修習地を希望した者の数及びその希望順位ごとの人数を把握できる一覧表である。

原判断の際には、56期から68期までの実務修習希望地調査表は、キャビネット内に存在していたが、担当者において上司と相談の上、廃棄することとしていたことから、廃棄済みであるため存在しないものとして、不開示とした。しかし、本件に係る諮問の後、再度本件各開示申出文書の存否について確認したところ、56期から68期までの実務修習希望地調査表については、廃棄する旨の相談をする以前とその後の管理の状態に何ら変化がないことが判明し、これをもって廃棄したと説明することは不相当であり、既に開示済みの69期のものと同様の文書の性質からすると、これらは司法行政文書であると認めるべきであるから、改めて開示することとした。

(2) 50期から55期までの実務修習希望地調査表も探索したが、その存在は確認できず、作成したか否かも不明であるから、これらについては、存在しない旨の原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年2月22日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受

- ③ 同月 26 日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年 4 月 6 日 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受
- ⑤ 同月 25 日 審議
- ⑥ 同年 6 月 22 日 審議

第 6 委員会の判断の理由

1 本件開示申出について

本件開示申出は、苦情申出人が、最高裁判所に対し、本件各開示申出文書の開示を申し出たものである。これに対し、最高裁判所事務総長は、本件各開示申出文書は存在しないとしてこれを不開示としたところ、苦情申出人は、本件各開示申出文書は存在するはずであると主張して苦情の申出をした。最高裁判所事務総長は、本件各開示申出文書のうち、56期から68期までの実務修習希望地調査表は存在していたので、開示する旨述べているが、50期から55期までの実務修習希望地調査表については、原判断を妥当としている。

そこで、本件各開示申出文書の存否について検討する。

2 本件各開示申出文書の存否について

最高裁判所事務総長は、本件各開示申出文書のうち、56期から68期までの実務修習希望地調査表については、司法行政文書として存在することが確認できたので、改めて開示すると説明しており、これらについては、改めて対象文書として開示等の判断をすべきである。

他方、50期から55期までの実務修習希望地調査表については、探索によってもその存在を確認できなかつたと説明するところ、上記のとおり56期以降のものについては、再度確認したところ存在していたと説明していることからすると、55期以前のものについて存在を確認できなかつたとの説明が不自然、不合理とまではいえない。

したがって、50期から55期までの実務修習希望地調査表については、存在しないと認められる。

3 原判断の妥当性について

以上のとおりであるから、本件開示申出につき、本件各開示申出文書は存在しないとして不開示とした原判断については、50期から55期までの実務修習希望地調査表については、最高裁判所においてこれを保有しているとは認められないので、妥当であるが、56期から68期までの実務修習希望地調査表については、最高裁判所においてこれらを保有していると認められるので、これらにつき、改めて開示等の判断をすべきであると判断した。

なお、最高裁判所の担当部署は、本件開示申出に対し、56期から68期までの実務修習希望地調査表を保有しているのに、これらを廃棄予定としていたことだけをもって廃棄済みとの判断をしたようであるが、当該対応は、文書管理及び開示申出に対する対応の在り方として不適切といわざるを得ない。最高裁判所においては、司法行政文書の保存及び廃棄の在り方についての認識を再確認し、組織全体としてこれを共有することが望まれる。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人